

障がいのある方々へのサービス

身体障害者手帳・療育手帳◆社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627 Eメール hukushi@town.kaita.lg.jp
精神障害者保健福祉手帳◆保健センター ☎823-4418 ☎823-0020 Eメール hoken@town.kaita.lg.jp

サービス	身体障害者手帳・難病患者等	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医 療 費 助 成 制 度	重度の障害者（身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳㉔、A、㉔）の保険診療の自己負担について助成。		
	[自立支援（更生・育成）医療] 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。 ・人工透析療法、人工関節置換術など		[自立支援（精神通院）医療] 在宅の精神障がい者の通院による精神医療費の助成。
特 別 児 童 扶 養 手 当	重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額52,200円　・2級月額34,770円（平成31年4月に額改定）		
特 別 障 害 者 手 当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳以上の人に支給。 ・月額27,200円（平成31年4月に額改定）		
障 害 児 福 祉 手 当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳未満の児童に支給。 ・月額14,790円（平成31年4月に額改定）		
重度心身障害者介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がい児の保護者に支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心 身 障 害 者 扶 養 共 済	障がいのある人を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に支給。（所得に応じて、掛金の半分が町から助成されます）		
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	障がいのある人の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。 （居宅介護・短期入所・施設入所・就労移行支援・就労継続支援・自主訓練など）		
障 害 児 通 所 支 援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。 （児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援など）		
地 域 生 活 支 援 事 業	地域特性に応じて、障がいのある人の社会生活を援助するための支援。 移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、緊急通報システム、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業など		
補 装 具 費 の 支 給	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 ・補聴器、車椅子、義肢など		
日常生活用具の給付	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 ・入浴補助用具、ストマ用装具、住宅改修、聴覚障害者用通信装置（FAX） など		
通所交通費助成	施設や事業所に通所している障がいのある方に対し通所交通費の一部を助成。（1日280円を上限）		
手 話 通 訳 者 派 遣	聴覚に障がいのある人に手話通訳者を派遣。依頼は（社）広島県ろうあ連盟へ（FAX252-0309またはEメールhrrren@do 3.enjoy.ne.jp）		
要 約 筆 記 者 派 遣	聴覚に障がいのある人などに要約筆記者を派遣。 依頼は社会福祉課のFAXやEメールでも可。 Eメールの際は、必ず件名に「要約筆記依頼」と入れ、派遣についての詳細を入力してください。メールにて依頼調整をします。		
重度障害者福祉タクシー助成	対象となる重度障害者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。 年間24枚（じん臓機能障害の身体障害者手帳1級所持者は年間48枚）を限度にタクシー乗車券を交付。		
税制上の優遇	所得税、住民税や自動車税や新マル優制度など、税制面での優遇。		
相 談 事 業	障がいのある人やその家族などからの相談を受けています。 社会福祉課 ☎823-9207【身体障がい者・知的障がい者・障がい児】 保健センター ☎823-4418【精神障がい者・難病等患者】 海田町社会福祉協議会 ☎820-0294【障がい者・障がい児】 社会福祉法人 柏学園 ☎282-6500【障がい児・知的障がい者】		こころの相談室について、詳しくは広報18ページをご覧ください。
	障害者相談員【身体】海老原 由訓 ☎823-6247 建道 哲郎 ☎823-2322 【知的】道下 政子 ☎823-1446		
そ の 他	思いやり駐車場利用証交付、難聴児補聴器購入助成、上下水道料金の減免、町営住宅への入居優先、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金の受給、有料道路通行料金の割引、特別障害給付金生活福祉資金の貸付、海田市駅駐輪場の登録利用料の減免、運賃割引など		

※各サービスを受けるためには申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。詳しくは担当課に問い合わせてください。

今年度の国民健康保険税の税率改定

税務課 ☎823－9204 ☎823－9627

海田町の国民健康保険税は、これまで4方式（所得割・資産割・均等割・平等割の合計）により算定していましたが、国民健康保険制度の県単位化に伴い、令和6年度分から資産割が廃止され、3方式へ移行することになります。（県内23市町がすべて3方式に統一されます。）
県単位化による準統一後の保険料率ベースに向け、本町の保険税水準は上がっていくこととなりますが、保険税負担が急激に上昇しないよう、県の激変緩和措置の適用を受

けながら、毎年の税率を決定します。また、資産割は令和6年度の廃止へ向け段階的な縮小の途上ですが、毎年の賦課割合※の変更が緩やかになるよう調整を図っています。
これらにより、今年度の税率は次の表のとおり決まりました。
※賦課割合…国民健康保険の財源として確保する保険税全体の構成割合

今年度の国民健康保険税の税率

算定の区分		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
所得割	算 定 基 礎 額	6.04%	1.95%	2.02%
	平成30年中の所得－基礎控除額 (33万円) に対して	(5.47%)	(1.71%)	(1.90%)
資産割	算 定 基 礎 額	9.41%	3.22%	4.90%
	令和元年度の固定資産税額（土地・家屋にかかる税額）に対して	(11.00%)	(3.55%)	(4.91%)
均等割	加入者1人ごとに	26,100円 (26,100円)	8,500円 (8,000円)	11,100円 (10,600円)
平等割	1世帯ごとに	18,500円 (18,500円)	5,900円 (5,700円)	5,600円 (5,400円)

※（ ）内は昨年度の税率

〔4方式から3方式へ移行する過程の賦課割合のイメージ図〕

算定年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
賦課割合 区分	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割
	資産割	資産割	資産割				
	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割
	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割
算定方式	4方式						3方式